

株主各位

第25回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示情報

2020年6月4日

Zホールディングス株式会社

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	保有者数	1株当たり 行使価額	新株予約権の数	新株予約権の目的 となる株式の数	権利行使期間
2010年度第2回 新株予約権	1名	347円	50個	5,000株	2012年7月28日から 2020年7月27日まで
2011年度第2回 新株予約権	1名	277円	50個	5,000株	2013年7月23日から 2021年7月22日まで
2012年度第1回 新株予約権	1名	254円	155個	15,500株	2014年5月3日から 2022年5月2日まで

(注) 1. 新株予約権の行使の条件 (概要)

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

2. 当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。) が保有している新株予約権は、すべて取締役就任前に付与されたものです。

3. 保有者に社外取締役は含まれていません。

4. 新株予約権1個あたりの発行価額はすべて無償です。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しています。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1 監査等委員会の職務を補助するため、当社および当社のグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を使用人として置く。
- 2 監査等委員会が希望する場合には、監査等委員自らまたは監査等委員会が直接、監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができることとする。

2. 前項の使用人の他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの独立性に関する事項

- 1 前項の使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとする。

3. 監査等委員会の第一項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 専従の使用人が監査等委員会の職務を補助する体制に関して社内規程を定めることで明確にし、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

4. 監査等委員会への報告に関する体制

- 1 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会または監査等委員に対して、次の事項を報告する。
 - (a) 当社グループに関する重要事項
 - (b) 内部統制システムの構築・運用の状況
 - (c) 当社グループに著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項
 - (d) 法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項
 - (e) 当社グループの内部監査の状況
 - (f) 重要案件の審議内容
 - (g) 投融資 (解消を含む) を検討する際の審議の状況および結果
 - (h) 当社グループにおける重要性の高いリスクの分析および評価

(i) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用およびコンプライアンスホットライン通報状況等

(j) 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

- ② 最高財務責任者および法務部門責任者は、定期的に監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うこととする。

5. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度を使って報告・通報や相談をした者に対し、当該報告・通報や相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内規程によって定め、またその旨を周知することで内部通報制度活用の実効性を確保する。

6. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会または監査等委員は、必要と認められた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人より報告を受けることができることとする。
- ② 当社の重要な経営会議に出席し当社における重要な経営方針の検討に参加できるほか、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できることとする。
- ③ 常勤の監査等委員を、当社グループのリスク管理を統括する会議体および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の構成員とする。
- ④ 監査等委員は、主要な子会社の監査役等を兼務することができることとし、子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者から報告を受ける体制をより確実なものとする。

8. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定に係る文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る記録文書の保存期間、保存場所を社内規程等において定め、いつでも取締役が閲覧できることとする。

9. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業に関するリスクの把握、管理および対応のため、社内規程において体系的に必要な事項を定める。
- ② 大規模災害が発生した場合を想定した事業継続のため、非常災害対策に関する規程を作成する。
- ③ リスクが顕在化し事故等が発生した場合に備えて、事故管理を担当する部署が管理運営する事故報告システムを整備し、素早く報告、対応および再発防止等がなされることとする。
- ④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ統括組織を設置する。
- ⑤ 情報資産の取扱基準について社内規程において定めるとともに、その周知、教育を行う。
- ⑥ 情報セキュリティインシデントを総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用する。

10. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図る。
- ② 業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備する。
- ③ 経営に係る重要事項につき討議・検討を行う会議体を組成し、取締役の効率的な職務執行を支援する。
- ④ 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図るとともに、目標達成に向けて各使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行う。
- ⑤ 職務の執行の効率性、有効性に関する内部監査を行い、改善活動を継続的に実施

11. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を定め全使用人に周知する。
- ② コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかなる是正措置を講ずることができるよう、コンプライアンス統括部門を法務部門を所管する執行役員に所管させる。コンプライアンス統括部門は、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンスの状況につい

て、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体に定期的に報告する。

- ③ 内部通報に関する社内規程を定め、社長、最高経営責任者または常勤の監査等委員が通報者から直接報告・通報を受けたり、あるいは、匿名で社外の弁護士が報告・通報を受けることができる仕組みを用意して情報の確保に努める。報告・通報を受けた場合、コンプライアンス統括部門がその内容を調査し、法令・定款への不適合が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施する。特に、取締役自身のコンプライアンスに関する事由等重要な問題は直ちに取締役に報告するとともに取締役に付議し、審議を求めることとする。当該制度の運用状況は、定期的に取締役に報告するものとし、取締役会の監督を受ける。
- ④ コンプライアンス統括部門、内部監査部門および監査等委員会は、日頃から連携し、コンプライアンス統括部門は、セミナーの実施等、社内の啓発活動を実施することとする。
- ⑤ 使用人の法令・定款違反については人事部門または法務部門を所管する執行役員から賞罰委員会に報告のうえ処分を求め、取締役の法令・定款違反については法務部門を所管する執行役員から監査等委員会に報告のうえ、取締役に具体的な措置等を答申することとする。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、取引の防止に努める。

12. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (a) 子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備することとし、上場をしていない子会社（但し、金融持株会社など経営の独立性維持が必要な子会社を除く）との間では、関係会社管理に関する社内規程に基づき、会社運営に関する協定書を締結し、当該子会社における重要な事項について、当社の承認または当社への報告を求めることとする。
 - (b) 関係会社管理に関する社内規程において、当社における各子会社の所管部門および担当者を明確にし、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこと、ならびに当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することを定める。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、当社のほか、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととし、前号に定める会社運営に関する協定書の中で、原則として子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることを定めることで、監査の実効性を確保する。
 - (b) 関係会社管理に関する社内規程において、当社における各子会社の所管部門および担当者を明確にし、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこと、ならびに当社のグループ戦略の統括部門がこれらの取組みを横断的に支援することを定める。

- (c) 子会社に事故その他の事業遂行に支障を与えるような事情が発生した場合、子会社から当社の所管部門に当該事故等について報告をさせることを、前号に定める会社運営に関する協定書の中で定める。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社または当該子会社から報告を受けた当社の所管部門は、速やかに当該情報を当社の関係部門に共有することとする。
- (d) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (e) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言を行う。
- (f) 子会社の規模や業態等に応じてグループ共通で使用できる各種システム等を導入する。
- (g) 子会社の資金の調達および運用について、当社のグループ戦略の統括部門が指導、支援または助言を行う。
- ③ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社グループに共通の「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を提示し、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図る。
 - (b) 親子会社間の独立性の確保等のため「当社およびその親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程」を定める。

- (c) グループ会社のコンプライアンス責任者を構成員とするグループCCO会議を設置する。
- (d) コンプライアンス統括部門の担当者は子会社のコンプライアンス担当者との適宜意見交換等を行う。
- (e) 当社グループ企業ごとに当社の採用する内部統制システムを模して内部統制環境を整備するよう当社の内部監査部門が指導する。
- (f) コンプライアンスホットラインにおいて、当社グループの役職員も社外の弁護士に直接通報できることとする。

(注) 上記の内部統制基本方針は、2020年3月31日現在のものを記載しています。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 監査等委員会による監査の実効性確保に関する取り組み

- ① 社内規程に基づき、監査等委員会の職務を補助する専従の使用人を配置しています。また、同規程において、当該使用人について執行部門からの独立性を確保する旨の規定を設けています。
- ② 内部監査の状況、セキュリティの状況、ERM（エンタープライズリスクマネジメント）活動の状況、コンプライアンスの状況、その他監査等委員会から報告を求められた事項について、監査等委員会へ定期的に報告を行っている他、監査等の観点から重要な案件については、常勤の監査等委員または監査等委員会に対して個別に報告を実施しています。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に当社の財務状況に関する情報共有および意見交換を行っています。
- ④ 最高財務責任者および法務管掌責任者は、常勤の監査等委員と情報共有のための定期的な会合を設け、業務上の重要な事項の報告を行っています。
- ⑤ 社内規程において、監査等委員から報告を求められた場合は、必要な報告を行わなければならない旨を明記しています。内部通報者についても、通報を理由とした不利益な取扱いを禁ずる旨を明記した社内規程を定め、これを周知・徹底しています。
- ⑥ 監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な費用等の支払いを行っています。また、監査

等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。

- ⑦ 社内規程において、監査等委員は、職務の執行に必要な事項に関して、いつでも、会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び支配人その他の使用人または子会社に対し報告を求めることができる旨、規定しています。
- ⑧ 当社の重要な意思決定に関わる会議、その他監査等委員が希望するあらゆる会議への出席機会を確保しています。また、常勤の監査等委員を当社グループのリスク管理を統括する会議体および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の構成員とし、担当部門から直接報告を受けられる体制を整えています。
- ⑨ 常勤の監査等委員は、主要な子会社のうち会社が必要と判断した子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役等から直接報告を受けられる体制を整えています。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する取り組み

株主総会議事録、取締役会議事録をはじめとする会社の重要な意思決定に係る情報については、社内規程等に基づき適切に記録の上、取締役の求めに応じて常時閲覧できるよう管理しています。

3. リスクマネジメント体制に関する取り組み

- ① 当社のリスク管理ならびに情報セキュリティに関する規程を整備し、当該規程に基づき、ERM体制の整備・運用、非常災害対策の整備、情報セキュリティに関する体制の整備・運用等を行うとともに、報告会や研修等により、社員への周知および社員のリスク管理のスキルや力量の向上に努めています。
- ② 社長を始めとした経営陣幹部は、リスクアセスメントやマネジメントレビューの結果に基づき、当社グループのリスク対応方針を見直し、適宜改定を行っています。
- ③ 事故の再発を抑え会社の損失・信頼低下を防ぐため、発生した事故に対する報告、応急処置、再発防止の確実な実施を目的とした「事故報告システム」を整備しています。
- ④ 最高情報セキュリティ責任者（CISO）を任命し、情報セキュリティマネジメントを統括させています。また、当社および当社グループの情報セキュリティ整備・運用のサポートを行う情報セキュリティ統括組織を設置するとともに、情報セキュリティインシデントに総合的に対応するための組織を設置しています。
- ⑤ 情報セキュリティ統括組織が中心となり、情報セキュリティマネジメントに関する教育を推進し、社員への周知徹底を測っています。
- ⑥ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の第三者による審査を受け、当該マネジメントシステムの認証を更新しています。

4. 業務執行の効率性の向上に関する取り組み

- ① 執行役員制度を採用するとともに、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備し、積極的に権限の委譲を行っています。
- ② 経営に係る重要事項に関し適切な意思決定ができるよう、必要かつ十分な審議プロセスを整備・運用し、多角的な検討を行っています。
- ③ 当社の戦略に合わせた全社的目標・ビジョンを設定し、浸透を図っています。また、その達成に向けた各部門、各個人の具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行うことで、業績の向上を図っています。
- ④ 内部監査部門において、職務の執行の効率性、有効性に関する全社的评价や改善のため、年間を通じて部門別の監査を行ったほか、全社セキュリティ管理等テーマ毎の全社横断的な監査も行っています。

5. コンプライアンスに対する取り組みの状況

- ① 「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を全社員に周知するとともに、全使用人に対して継続的に教育を実施し、コンプライアンスに関する意識の向上を図っています。
- ② コンプライアンス統括部門が、全社的なコンプライアンス体制の整備を行うとともに、社内およびグループ会社における問題点の把握に努めています。
- ③ 内部通報制度においては、コンプライアンス担当部門の他、社長、常勤の監査等委員、社外の弁護士への匿名での通報も可能にするなど、社員が通報をしやすい仕組みを整えています。内部通報のあった事項に関しては、コンプライアンス統括部門が調査をし、必要に応じた改善の指導や賞罰委員会の決定に基づく処分等を行っています。また、当該事項のうち使用人に係る事項については、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体において社長や常勤の監査等委員へ報告を行うと共に、eラーニング等を通じて全使用人の理解の促進を図る等、再発防止に努めています。
- ④ 反社会的勢力排除規程を定め、当該規程に基づく体制を整備・運用し、反社会勢力との取引を防止しています。また、反社会的勢力との取引の防止に関して、継続的な社内教育を行っています。

6. 企業集団の業務の適正性確保に関する取り組み

- ① 新たに子会社となった非上場の会社との間で、「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、子会社の機能や重要性等に応じ、当社の事前承認または当社への報告を求めることとしています。
- ② 子会社の損失の危険の管理のため、当社の内部監査部門が主要な子会社に対する監査を実施するとともに、内部監査担当者の派遣等を通じて子会社の内部監査部門を支援しています。
- ③ リスク管理部門が当社グループのERM活動を統括し、各子会社におけるERM体制の整備と運用を支援しています。
- ④ 子会社および関連会社の情報セキュリティに関する情報交換の場としてグループCISO会議を開催しています。また、複数の子会社に対し、当社と同様のマルウェア対策のシステムを導入し、当社の情報セキュリティ統括組織の担当者を出向させる等して、グループ全体における情報セキュリティの水準の向上を図っています。
- ⑤ 子会社における重大な事故等が発生時の報告体制を整備し、当社の所管部門および関係部署が、子会社における事故等の内容を迅速に把握できるようにしています。
- ⑥ 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言をしています。また、会計管理システム等、グループ共通で使用できる各種システムを導入しています。

- 7 子会社における資金調達時には、当社のグループ戦略統括部門がその実施の指導・支援をしています。
- 8 当社グループに共通の「企業行動憲章」および「コンプライアンスプログラム」を定め、当社グループ全体での法令遵守意識の醸成を図っています。
- 9 当社および当社の親会社、子会社との取引においては、親子会社双方の独立性に十分注意し、取引を行っています。
- 10 コンプライアンス統括部門および子会社のコンプライアンス担当者を構成員とするグループCCO会議等の機会を通じ、子会社のコンプライアンス担当者と適宜意見交換等を行い、子会社のコンプライアンス活動を支援しています。
- 11 子会社においても当社の採用する内部統制システムに準じた内部統制環境の整備するよう、内部監査部門が指導しています。
- 12 内部通報制度に関し、当社グループの役職員も、社外の弁護士へ直接通報できるようにしています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額	合計		
2019年4月1日	8,939	△ 12,545	832,147	△ 24,440	14,190	818,291	92,231	910,523
新基準適用による累積的影響額 (注)			△ 2,466			△ 2,466	△ 2,997	△ 5,463
2019年4月1日 (修正後)	8,939	△ 12,545	829,681	△ 24,440	14,190	815,825	89,234	905,060
当期利益			81,675			81,675	6,345	88,020
その他の包括利益					△ 7,852	△ 7,852	△ 774	△ 8,627
当期包括利益	—	—	81,675	—	△ 7,852	73,822	5,570	79,393
所有者との取引額等								
新株の発行	228,483	226,393				454,877		454,877
剰余金の配当			△ 45,042			△ 45,042	△ 5,608	△ 50,650
その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替			△ 1,877		1,877	—		—
自己株式の取得				△ 526,625		△ 526,625		△ 526,625
自己株式の消却			△ 533,684	533,684		—		—
子会社の支配獲得及び喪失に伴う変動						—	186,309	186,309
支配継続子会社に対する持分変動		△ 1,138				△ 1,138	777	△ 361
その他		△ 170	△ 0			△ 170	△ 9	△ 180
所有者との取引額等合計	228,483	225,084	△ 580,603	7,058	1,877	△ 118,099	181,469	63,369
2020年3月31日	237,422	212,539	330,752	△ 17,382	8,216	771,548	276,274	1,047,823

(注) IFRS第16号「リース」の適用に伴い、遡及修正の累積的影響を利益剰余金期初首残高の修正として認識しています。

計算書類

株主資本等変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2019年4月1日	8,939	4,020	4,020
当期変動額			
新株の発行	228,483	228,483	228,483
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の消却			
会社分割による減少			
子会社からの配当			
当期変動額合計	228,483	228,483	228,483
2020年3月31日	237,422	232,503	232,503

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年4月1日	27	754,595	754,622	△ 24,440	743,141
当期変動額					
新株の発行					456,967
剰余金の配当		△ 45,042	△ 45,042		△ 45,042
当期純利益		30,362	30,362		30,362
自己株式の取得				△ 526,466	△ 526,466
自己株式の消却		△ 533,524	△ 533,524	533,524	-
会社分割による減少		△ 581,782	△ 581,782		△ 581,782
子会社からの配当		499,400	499,400		499,400
当期変動額合計	-	△ 630,587	△ 630,587	7,058	△ 166,561
2020年3月31日	27	124,007	124,035	△ 17,382	576,579

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
2019年4月1日	7,447	7,447	297	750,885
当期変動額				
新株の発行				456,967
剰余金の配当				△ 45,042
当期純利益				30,362
自己株式の取得				△ 526,466
自己株式の消却				-
会社分割による減少				△ 581,782
子会社からの配当				499,400
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 5,832	△ 5,832	△ 170	△ 6,003
当期変動額合計	△ 5,832	△ 5,832	△ 170	△ 172,564
2020年3月31日	1,614	1,614	126	578,320

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

Zホールディングス(株)および連結子会社(以下、「当社グループ」という。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………94社

主要な連結子会社の名称

ヤフー(株) Zフィナンシャル(株) バリューコマース(株)
ワイジェイFX(株) ワイジェイカード(株) アスクル(株)
(株)一休 (株)イーブックイニシアティブジャパン
(株)ジャパンネット銀行
(株)ZOZO

新たに連結子会社となった主な会社の名称および新規連結の理由

ヤフー(株) 新規設立による
Zフィナンシャル(株) 新規設立による
(株)ZOZO 株式取得による

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社の数……………24社

主要な持分法適用会社の名称

PayPay(株)

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 認識

金融資産および金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しています。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(以下、「FVTPLの金融資産」という。)および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(以下、「FVTPLの金融負債」という。)を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しています。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しています。

② 分類

a. 非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、(a) 償却原価で測定する金融資産、(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産(以下、FVTOCIの負債性金融資産という。)、(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産(以下、FVTOCIの資本性金融資産という。)、(d) FVTPLの金融資産に分類しています。この分類は、金融資産の性質と目的に応

じて、当初認識時に決定しています。

通常の方法による全ての金融資産の売買は、約定日に認識および認識の中止を行っています。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しています。実効金利法による利息収益は純損益で認識しています。

(b) FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCIの負債性金融資産」に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキ

ャッシュ・フローが生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しています。

(c) FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に「FVTOCIの資本性金融資産」に分類しています。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しています。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えています。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しています。

(d) FVTPLの金融資産

以下の要件のいずれかに該当する場合には「FVTPLの金融資産」に分類しています。

- ・ 売買目的保有の金融資産
 - ・ 「償却原価で測定する金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」、「FVTOCIの資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合
- 売買目的保有には、デリバティブ以外の金融資産で、主として短期間に売却する目的で取得した売却目的保有の金融資産を分類しています。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定していません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しています。

b. 非デリバティブ金融負債

当社グループはデリバティブ以外の金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しています。

FVTPLの金融負債は当初認識後、公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しています。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消または失効となった場合に認識を中止しています。

c. デリバティブ金融資産および負債

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しています。当初認識後は、各四半期末の公正価値で測定しています。デリバティブの公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しています。デリバティブ金融資産は「FVTPLの金融資産」に、デリバティブ金融負債は「FVTPLの金融負債」にそれぞれ分類しています。

③ 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止し、発生した差額は純損益で認識しています。

④ 金融資産および金融負債の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、かつ純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

⑤ 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産に係る予想信用損失について、貸倒引当金を認識しています。期末日毎に、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合

には、金融資産に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失と同額で測定しています。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。

予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況、将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコスト労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る貸倒引当金の繰入額、および、その後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しています。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しています。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法および減損

① 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体・除去および土地の原状回復費用が含まれています。

減価償却費は、土地および建設仮勘定を除き、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物および構築物 8年～50年
- ・工具、器具および備品 4年～15年
- ・機械装置および運搬具 4年～15年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

② 使用権資産

リースの開始日に使用権資産を認識しています。使用権資産は開始日において、取得原価で測定しており、当該取得原価は、リース負債の当初測定のコスト、リース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除した金額、発生した当初直接コストおよびリースの契約条件で要求されている原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復の際に借手に生じるコストの見積りの合計で構成されています。

開始日後においては、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しています。使用権資産は、当社グループがリース期間の終了時に原資産の所有権を取得する場合を除き、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方まで定額法を用いて減価償却しています。使用権資産の耐用年数は有形固定資産と同様の方法で決定しています。また、リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間および行使しないことが合理的に確実な解約オプションの対象期間を加えたものとしています。

③ 無形資産

個別に取得した耐用年数を確定できる無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。個別に取得した耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しています。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識されます。当初認識後、企業結合により取得した無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

研究段階で発生した支出は、発生した期間の費用として計上しています。開発段階で発生した自己創設無形資産は、資産計上の要件をすべて満たした

日から、開発完了までに発生した支出の合計額で認識しています。当初認識後、自己創設無形資産は、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で計上しています。

償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上しています。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 主に5年
- ・顧客基盤 7年～25年

償却方法、耐用年数および残存価額は、連結会計年度末に見直しを行い、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

商標権の一部について、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断し、償却していません。

④ のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累積額を控除した金額で計上されます。

のれんが配分される資金生成単位については、のれんが内部報告目的で監視される単位に基づき決定し、集約前の事業セグメントの範囲内となっています。

のれんは償却を行わず、資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、配分された資金生成単位については、連結会計年度の一定時期、また

はその生成単位に減損の兆候がある場合は、より頻繁に減損テストを行っています。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額未満の場合、まず減損損失を当資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分しています。のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻入は行いません。

5 のれんを除く有形固定資産、使用権資産および無形資産の減損

当社グループは、各四半期末に、有形固定資産、使用権資産および無形資産が減損損失に晒されている兆候の有無を判定するために、有形固定資産、使用権資産および無形資産の帳簿価額をレビューしています。

減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行っています。個別資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっています。

耐用年数が確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しています。

回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方となります。

使用価値の評価に際しては、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前割

引率により見積もった将来キャッシュ・フローを、現在価値に割り引くことにより測定しています。資産（または資金生成単位）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産（または資金生成単位）の帳簿価額は回収可能価額まで減額されます。減損損失を事後に戻入れる場合、当該資産（または資金生成単位）の帳簿価額は、過去の期間において当該資産について認識した減損損失がなかったとした場合の資産（または資金生成単位）の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象から生じた現在の法的または推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

引当金は、貨幣の時間的価値の影響が重要な場合、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値および当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益で認識しています。

主な引当金の内容は以下のとおりです。

1 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過して支払った債務者等からの利息の返還請求に備えるため、将来における返還見込額を計上しています。なお、当該利息返還請求額は市場環境等の変化により変動する可能性があります。

2 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しています。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

3 ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しています。なお、当該ポイントの会員による利用には不確実性があります。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。原価は、主として移動平均法を用いて算定しており、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積販売価格から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。また、棚卸資産の内訳は、主として商品です。

2 外貨換算

a. 外貨建取引

当社グループの財務諸表は、各社の機能通貨で作成しています。機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建貨幣性項目は、各四半期末の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値

で測定している外貨建非貨幣性項目は、測定日の為替レートで機能通貨に換算しています。

換算によって発生した為替換算差額は、「b. 在外営業活動体」を除いて、その期間の純損益で認識しています。

b. 在外営業活動体

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産および負債（取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含む）は、各四半期末の為替レートで日本円に換算しています。収益および費用は、その各四半期の平均為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算によって生じた為替差額は、その他の包括利益で認識し、在外営業活動体の換算差額勘定に累積しています。

在外営業活動体の持分すべてまたは持分の一部処分を行った場合、当該在外営業活動体の換算差額は、処分損益の一部として純損益に振り替えています。

3 退職給付

当社グループでは主に確定拠出制度を採用しています。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職給付制度です。

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しています。

4 売上収益

IFRS第15号の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

顧客に支払われる対価は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、取引価格から控除しています。

また、顧客との契約の獲得又は履行のためのコスト（以下、契約コスト）のうち、回収が見込まれる部分について、資産として認識しています。契約コストから認識した資産については、顧客との見積契約期間にわたり定額法で償却しています。

当社グループにおける各事業の主要な収益認識基準は、以下のとおりです。

a. コマース事業

コマース事業は、主に中小企業や個人向けにインターネットを介して商品の販売やサービスの企画・提供および決済金融関連サービスの提供をしています。

主な売上収益は、アスクルグループの物品販売サービス、「ZOZOTOWN」や「ヤフオク!」等

のeコマース関連サービス、「Yahoo!プレミアム」等の会員向けサービスであり、以下のとおり収益を認識しています。

(a) アスクルグループの物品販売サービス

アスクルグループは、オフィス関連商品等の販売事業を行っており、主な顧客は中小企業等の法人および個人ユーザーになります。

物品販売の収益は、顧客が物品の使用を指図し、当該物品から残りの便益のほとんど全てを獲得する能力を有することとなる、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で認識しています。

(b) 「ZOZOTOWN」

主に「ZOZOTOWN」内にテナント形式で出店する各ブランドの代理人として、個人ユーザー向けに商品の受託販売を行っており、顧客が物品に対する支配を獲得した時点で、商品取扱高に各手数料率を乗じた受託販売手数料を収益として認識しています。

(c) 「ヤフオク!」

個人ユーザーや法人向けにネットオークションサービスを提供しており、オークション取引が成立した時点で、落札金額に応じた出品者に対する落札システム利用料を収益として認識しています。

(d) 「Yahoo!プレミアム」

個人ユーザー向けに様々な会員特典を受けられる「Yahoo!プレミアム」を販売しており、会員資格が有効な期間にわたって収益を認識しています。

b. メディア事業

メディア事業は、主に広告商品の企画・販売・掲載をするための各サービスの企画・運営、情報掲載サービスの提供およびその他法人向けのサービスを提供しています。

主な売上収益は、検索連動型広告、ディスプレイ広告等であり、以下のとおり収益を認識しています。

(a) 検索連動型広告

「スポンサードサーチ」として広告主や広告代理店向けに販売している広告商品です。

「スポンサードサーチ」は、「Yahoo! JAPAN」上で検索をした際、その検索キーワードに応じて検索結果ページに表示され、掲載された広告がクリックされた場合に課金されます。

広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。

検索連動型広告は、ウェブサイト閲覧者が検索連動型広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

(b) ディスプレイ広告

ディスプレイ広告は、プレミアム広告および「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」等からなります。

プレミアム広告は、「ブランドパネル」や「プライムディスプレイ」等、「Yahoo! JAPAN」の各種プロパティ内に表示され、画像や映像等

を用いた多彩な広告表現が可能な広告商品です。

主な顧客はメディアレップで、一部広告代理店向けにも販売しています。

インプレッション保証型の期間販売で、契約に則して掲載することが履行義務になります。

プレミアム広告は、ウェブサイト上に広告が掲載される期間にわたって収益を認識しています。

「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」は、広告主や広告代理店向けに販売している広告商品であり、ターゲット条件を設定し、条件に一致するユーザーが閲覧している「Yahoo! JAPAN」や提携サイトに広告配信を行います。広告主および広告代理店に広告運用ツールを提供し、その設定依頼に従い掲載を行うことが履行義務になります。

「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」は、ウェブサイト閲覧者がコンテンツページ上の広告をクリックした時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しています。

5 企業結合

事業の取得は「取得法」で会計処理をしています。企業結合時に引き渡した対価は、当社グループが移転した資産、被取得企業の従前の所有者に対する当社グループの負債、被取得企業の支配と交換に当社グループが発行した資本持分の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得関連費用は発生時に純損益で認識しています。

取得日において、識別可能な取得した資産および

引受けた負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識されます。

- ・繰延税金資産（または繰延税金負債）および従業員給付契約に関連する資産（または負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」およびIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定されます。
- ・「被取得企業の株式に基づく報酬契約」または「被取得企業の株式に基づく報酬制度を当社グループの制度に置換えるために発行された当社グループの株式に基づく報酬契約」に関する負債または資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号「株式に基づく報酬」に従って測定されます。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産または処分グループは、当該基準書に従って測定されます。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計金額が、取得日における識別可能な取得した資産と引受けた負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定されます。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しています。

現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えている非支配持分は、当初認識時に公正価値、または被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する非支配持分の比例的な取り分相当額によって測定されます。上記以外の非支配持分は、公正価値、または

該当する場合には、他の基準書に特定されている測定方法によって測定されます。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日（すなわち当社グループの支配獲得日）の公正価値で再評価され、発生した利得または損失があれば純損益に認識されます。取得日以前にその他の包括利益に計上されていた被取得企業の持分の金額は、取得企業がその持分を直接処分した場合と同じ方法で会計処理されます。

⑥ 売却目的保有に分類された資産および処分グループ

継続的使用よりも主に売却取引により回収が見込まれる資産および処分グループについて、1年以内に売却する可能性が高く、現状で直ちに売却することが可能で、経営者が売却計画の実行を確約している場合には、売却目的保有に分類しています。当社グループが、子会社に対する支配の喪失を伴う売却計画を確約し上記の条件を満たす場合は、当社グループが売却後にその子会社の非支配持分を保有するか否かにかかわらず、その子会社の資産および負債を売却目的保有に分類しています。売却目的保有に分類した資産は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

また、売却目的保有への分類後は、有形固定資産および無形資産の減価償却または償却は行いません。

⑦ 政府補助金

政府補助金は、補助交付のための付帯条件を満た

し、補助金を受領することについて合理的な保証が得られた時に認識しています。収益に関する政府補助金は、補助金により保証される費用が認識される期間にわたって、純損益として認識しています。純損益として認識された補助金については、関連する費用から控除しています。資産に関する政府補助金は、当該補助金の金額を資産の取得原価から控除しています。

(5) 会計方針の変更

当社グループが当連結会計期間より適用している基準書および解釈指針は以下のとおりです。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	リースに関する会計処理および開示要求

当社グループでは、IFRS第16号「リース」（以下、IFRS第16号という。）の経過措置に従って、適用開始日（2019年4月1日）に適用による累積的影響を適用開始日の利益剰余金の期首残高の修正として認識する方法により遡及修正を行っています。

IFRS第16号は、借手のリースについてファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類するのではなく、単一の会計モデルを導入し、原則としてすべてのリースについて、原資産を使用する権利を表す使用権資産とリース料を支払う義務を表すリース負債を認識することを要求しています。また、IAS第17号「リース」（以下、IAS第17号という。）ではオペレーティング・リースに係るリース料は賃借料として計上されますが、IFRS第16号では使用権資産の減価償却費とリース負

債に係る金利費用として計上されることとなります。当社グループは、IFRS第16号の適用時に、契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを見直すことを要求しない実務上の便法を採用しています。このため、IFRS第16号は従来リースとして識別された契約に適用され、IAS第17号およびIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」を適用してリースとして識別されなかった契約には適用されません。したがって、IFRS第16号に基づくリースの識別は、適用開始日以降に締結または改訂された契約にのみ適用しています。また、適用開始日前のセール・アンド・リースバック取引については、経過措置に従い適用開始日後においても原資産の譲渡が売却として会計処理されるためのIFRS第15号の要求事項を満たしているかどうかを決定する再判定を行っていません。上記に加えて、当社グループは移行規定上の実務上の便法のうち、以下のものを採用しています。なお、これらの実務上の便法を適用するかの判断は、リース1件ごとに行っています。

- ・適用開始日において、借手が使用権資産の減損レビューを実施する代わりに、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従い契約が不利であるかの評価に依拠することを認める便法
- ・借手が、当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外することを認める便法
- ・契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合において、借手がリース期間を算定する際などに、事後的判断を使用することを認める便法

IFRS第16号への移行により、適用開始日において主に使用権資産85,654百万円および有利子負債に含まれるリース負債89,588百万円が増加し、その他の負債に含まれる未払費用3,205百万円が減少しました。また、一部のリース契約について、適用開始日において使用権資産を認識したものの、回収可能価額が使用権資産を含む資金生成単位の帳簿価額を下回ったことから減損処理を行い、減損損失累計額7,735百万円および繰延税金資産2,368百万円が増加しています。

上記の結果、利益剰余金2,466百万円および非支配持分2,997百万円が減少しました。

使用権資産は、以下のいずれかで測定しています。

- ・リース負債の測定額に、前払リース料および未払リース料を調整した金額
- ・リース開始時点からIFRS第16号が適用されていたと仮定し算定した帳簿価額

リース負債は、適用開始日の当社グループの追加借入利率を用いて同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しています。リース負債に適用した借手の追加借入利率の加重平均は0.1%となっています。前連結会計年度末においてIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リースに係る将来の最低支払リース料について適用開始日の追加借入利率で割り引いた額と適用開始日の連結財政状態計算書に認識したリース負債の額との間の調整は、以下のとおりです。

(単位：百万円)	
2019年3月31日時点のオペレーティング・リースに係る将来の割引前最低支払リース料	105,694
上記オペレーティング・リースに係る将来の最低支払リース料の割引調整額	<u>△3,056</u>
2019年4月1日のオペレーティング・リースに係る将来の割引後最低支払リース料	102,637
ファイナンス・リースに分類されていたリース期間の見直しによる調整額	5,580
リース開始前の契約に係る調整額	△27,875
その他の要因による調整額	<u>△5,350</u>
2019年4月1日のリース負債	<u>89,588</u>

II 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「その他の営業外収益」に含めていた「持分法による投資の売却益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より「持分法による投資の売却損益(△は損失)」として独立掲記しています。また、前連結会計年度において独立掲記していた「減損損失」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「販売費及び一般管理費」に含めて表示しています。

III 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に提供している資産等

(1) 担保に提供している資産

銀行事業を営む子会社において、主に資金調達や為替決済等の担保として銀行事業の有価証券47,830百万円を差入れています。また、その他の金融資産には、中央清算機関差入証拠金115,273百万円を含みます。

(2) その他

銀行事業を営む子会社は「準備預金制度に関する法律」により、受け入れている預金等の一定比率以上の金額(法定準備預金額)を日本銀行に預け入れる義務があります。当連結会計年度末の現金及び現金同等物のうち311,897百万円は銀行事業を営む子会社の日銀預け金であり、法定準備預金額以上の金額を日本銀行に預け入れています。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	2,164百万円
カード事業の貸付金	10,558百万円
銀行事業の貸付金	332百万円
その他の金融資産	7,945百万円

3. 資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産	110,758百万円
使用権資産	32,835百万円

IV 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式……………4,822,507,465株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2019年 5月16日 取締役会	普通 株式	45,042	8.86	2019年 3月31日	2019年 6月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年5月18日開催の取締役会決議により、普通株式の配当に関する事項を次のとおりといたします。

- ① 配当金の総額……………42,195百万円
 - ② 1株当たり配当額……………8.86円
 - ③ 基準日……………2020年3月31日
 - ④ 効力発生日……………2020年6月5日
- なお、配当原資については、利益剰余金といたします。

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式……………817,400株

V 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を営む上で様々な財務上のリスク(為替リスク、価格リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスク)が発生します。当社グループは、当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っています。

銀行事業を営む子会社においては、インターネット専業銀行として、顧客からの預金受入れ等により調達を行い、貸付金および有価証券の購入等にて運用を行っています。

主として金利変動を伴う金融資産および金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、銀行事業を営む子会社では、資産および負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引を行っています。

また、当社グループの方針として、デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っていません。

(1) 市場リスク

① 為替リスク

当社グループは外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されていますが、当該リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しています。また、外国為替証拠金取引における為替変動リスクに対しては、顧客等

との間の取引により生じる為替ポジションをカウンターパーティとの間で行うカバー取引によってリスクを回避しています。

② 価格リスク

当社グループは、事業戦略上の目的で上場株式等の資本性金融商品を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されています。また、市場価格の変動リスクを管理するため、発行体の財務状況や市場価格の継続的モニタリングを行っています。

③ 金利リスク(銀行事業を営む子会社を除く)

当社グループは、主に投資活動に伴う資金の運用において金利変動リスクに晒されています。また、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的モニタリングを行っています。

④ 銀行事業を営む子会社における金利リスク管理

銀行事業を営む子会社では、金利変動リスクの管理の対象となる資産・負債を特定した上で、そのポートフォリオから生じる現在価値変動額に対してリスク量上限を設定し、日次でその順守状況を管理しています。また、定期的にイールドカーブの形状変化(フラットニングやスティープニング)に対する現在価値変化の分析も実施し、資産・負債に与える影響をモニタリングしています。リスクモニタリングにあたっては、フロント・ミドル・バックオフィスの組織的な分離を行ったうえで、業務部門から独立したリスク管理部において実施する体制としています。モニタリング結果は日次で社内報告を行う

とともに、定期的にALM委員会や取締役会にも報告し、相互牽制体制を確保しています。

(2) 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権、契約資産およびその他の金融資産(株式およびデリバティブ等)において、取引先の信用リスクに晒されています。

カード事業の貸付金には、個人向けローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクに晒されています。

銀行事業の有価証券には、主に内国債、外国債等の有価証券及び信託受益権が含まれており、債券は主に発行体の信用リスク、信託受益権は原資産の信用リスクに晒されています。

銀行事業の貸付金には、個人向けローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクに晒されています。

当社グループは、保有するこれらの金融資産について主に国内の信用リスクに集中していますが、当該リスクの未然防止または低減のため、当社グループの債権管理規程に従い、取引先毎に与信調査および与信極度額を設定し、取引先の信用状態に応じて必要な担保・保証等の取り付けを行っているほか、取引先毎に期日管理および残高管理を行い、信用状況を定期的にモニタリングしています。

また、銀行事業の貸付金のうち個人向け非事業性ローンについては全て保証会社による債務保証を受けています。

外国為替証拠金取引については、顧客との取引を行うほか、顧客との取引により生じるリスクを回避するためにカウンターパーティとの相対によるカバー取引を行っており、顧客が預け入れた証拠金等以上に損失を被ることにより発生する顧客の信用リスクおよびカウンターパーティに対する信用リスクを有しています。顧客の信用リスクに対しては、自動ロスカット制度を採用しているため、信用リスクに対するエクスポージャーは限定的です。カウンターパーティの信用リスクに対しては、信用力の高い金融機関とのみ行っており、契約不履行になる可能性は僅少です。また、カバー取引の実施にあたっては、社内管理規程に基づき為替ポジションや売買損益についてチェックを行う管理体制を整えています。

(3) 流動性リスク

当社グループは、主に営業取引および投資活動に伴う資金の調達・運用や返済支払において、流動性リスクに晒されています。当該リスクの未然防止または低減のため、資金運用については原則として1年超の運用は行わず、1年以内で資金運用を行う場合は、流動性があり元本欠損リスクが極めて小さいものに限定して行っています。資金調達については、主に銀行借入や社債発行、債権流動化等の直接調達を行っており、その返済・償還期間は市場の状況や長期、短期のバランスを調整して決定しています。

なお、銀行事業を営む子会社における資金運用については、市場流動性の高い債券を多く運用する等、緊急時の資金調達力を重視した運営を行っています。資金

調達については、短期資金への過度の依存を防ぐために、短期の要資金調達額に対して上限を設定し、日次でその順守状況をモニタリングしています。また大量の預金流出等の緊急時の資金調達に備えるため、資金化が可能な資産の残高状況についてもモニタリングしています。

VI 金融商品の公正価値等に関する注記

外国為替証拠金取引については、公正価値は類似契約の相場価格に基づき測定しています。

株式のうち、上場株式の公正価値については各四半期末の市場の終値、非上場株式の公正価値については割引キャッシュ・フロー法および類似会社の相場価格等を使用して測定しています。

債券および信託受益権の公正価値は、主に売買参考統計値、ブローカーによる提示相場等、利用可能な情報に基づく取引価格を使用して測定しているほか、リスクフリーレートや信用スプレッドを加味した割引率のインプットを用いて、割引キャッシュ・フロー法で測定しています。

本連結財政状態計算書上の金融商品の公正価値は帳簿価額と一致または合理的に近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしています。

銀行事業の預金および有利子負債の期日別残高

銀行事業の預金および有利子負債の期日別残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
銀行事業の預金	903,118	903,245	882,093	6,770	6,278	2,661	2,330	3,110
有利子負債								
短期借入金	567,672	570,556	570,556	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	46,939	47,697	4,059	20,541	2,584	1,385	3,751	15,375
社債 (1年以内償還予定含む)	354,327	357,146	10,485	15,459	85,365	30,265	75,152	140,418
リース負債	116,593	117,691	26,990	24,225	16,125	12,075	10,314	27,959
その他	903	911	195	178	170	158	125	82
合計	1,989,555	1,997,249	1,494,381	67,175	110,524	46,546	91,674	186,945

(注) 要求払いのものについては「1年以内」に含めています。「銀行事業の預金」には、779,566百万円の要求払預金を含みます。

Ⅵ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分……………162円1銭
 基本的1株当たり当期利益……………16円88銭

Ⅷ その他の注記

1. 貸出コミットメント

当社グループの貸出コミットメントは、主に当社グループのクレジットカード会員へのショッピングおよびキャッシングの利用限度額であり、貸出コミットメントの総額および貸出未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	4,979,095百万円
貸出実行残高	405,965百万円
貸出未実行残高	4,573,130百万円

なお、当該利用限度額は、クレジットカード会員がその範囲内で随時利用できるため利用されない額もあり、かつ、当社グループが任意に増減させることができるため、貸出未実行残高は必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当該貸出コミットメントの未実行残高の期日は、要求払いのため1年以内となります。

2. 保証債務

当社グループは、主に信用保証業務において、提携先金融機関が個人に融資する際の債務保証を以下のとおり行っています。

保証契約の総額	13,745百万円
保証残高	6,380百万円

3. 財務制限条項

当社グループの有利子負債のうち、短期借入金の一部には、以下の財務制限条項が付されています。

- ・2020年3月決算以降の各決算期における決算期の各末日時点における当社の貸借対照表に表示される純資産の部の金額が、2019年9月期（第2四半期）比75%を下回らないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書に表示される資本の金額が、2019年9月期（第2四半期）比75%を下回らないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における決算期の各末日時点における当社の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における決算期末日時点における当社の損益計算書に表示される営業損益又は当期純損益に関して損失とならないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益又は当期損益に関して損失とならないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるネットレバレッ

ジ・レシオ (a) が一定の数値以下であること。

- (a) ネットレバレッジ・レシオ=ネットデット (b) ÷調整後EBITDA (c)
- (b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した金額をいう。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化（証券化）の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、(株)ジャパンネット銀行の有利子負債及び現金及び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。
- (c) EBITDAは営業利益に減価償却費および営業費用に含まれる除却損等、金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。

4. 企業結合

(株)ZOZO

(1) 企業結合の概要

当社は、eコマース事業のさらなる成長のためにファッションECを強化することを目的として、2019年9月12日開催の取締役会において決議された(株)ZOZOの普通株式に対する公開買付けを実施しました。当公開買付けは、2019年11月13日をもって終了し、(株)ZOZOの普通株式152,952,900株を現金400,736百万円にて取得しました。これにより、当社の(株)ZOZOに対する議決権割合は50.1%となり、同社を連結子会社化しています。また、当企業結合にあたり対象株式の取得資金の一部に充当するために、400,000百万円の借入を実行しています。

(2) 被取得企業の概要

名称	株式会社ZOZO
事業内容	ファッション通販サイト「ZOZOTOWN」の企画・運営 プライベートブランド「ZOZO」の企画・開発 カスタマーサポート、物流倉庫「ZOZOBASE」の運用

(3) 支配獲得日

2019年11月13日

(4) 支配獲得日における取得対価、取得資産および引受負債の公正価値、非支配持分およびのれん

	(単位：百万円)
取得対価の公正価値	
現金	400,736
取得資産および引受負債の公正価値	
資産	607,479
現金及び現金同等物	22,875
営業債権及びその他の資産	30,442
有形固定資産	8,609
無形資産(注) 2	503,017
その他	42,533
負債	△233,902
営業債務及びその他の債務	△28,362
有利子負債	△42,589
その他	△162,951
純資産	373,576
非支配持分(注) 3	△185,750
のれん(注) 4	212,910
合計	400,736

(注) 1 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産および引き受けた負債に配分しています。当第4四半期連結会計期間において、取得対価の配分が完了しました。

当初の暫定的な金額と最終的な金額の間に変動はありません。

2 無形資産

識別可能な資産502,199百万円が含まれており、内訳は以下のとおりです。

なお、顧客基盤の見積耐用年数は18年～25年です。商標権は、耐用年数を確定できない無形資産に分類しています。

	(単位：百万円)
顧客基盤	322,070
商標権	178,720
その他	1,409
合計	502,199

3 非支配持分

識別可能な被取得企業の純資産の公正価値に対する持分割合で測定しています。

4 のれん

今後の事業展開や当社グループと被取得企業とのシナジーにより期待される将来の超過収益力を反映したものです。

(5) 企業結合に係る支配獲得日以降の損益情報

当連結損益計算書に認識している当該支配獲得日以降における被取得企業の売上高は57,462百万円、当期利益は5,773百万円です。

なお、上記の当期利益には、支配獲得日に認識した無形資産の償却費等が含まれています。

IX 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、急激な経済活動の縮小およびこれに伴う経済環境の悪化が発生していますが、当社グループにおいては当連結会計年度の業績に大きな影響はありません。現時点では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響の及ぶ期間と程度を合理的に推定することはできませんが、感染拡大の収束が遅れた場合には、当社グループの将来収益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼしその見積りに一定の不確実性が存在します。このような状況において、のれん、有形固定資産、使用権資産および無形資産の減損評価、投資の公正価値評価および債権等に関する予想信用損失の評価などは、連結計算書類作成時点で利用可能な情報・事実に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の期間とその影響のリスクや不確実性を考慮のうえで、合理的な金額を見積って計上しています。ただし、将来の不確実性により、最善の見積りを行った結果としての見積られた金額と事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 満期保有目的の債券
……………償却原価法
- ② 子会社株式および関連会社株式
……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法で計上しています。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

- デリバティブ……………時価法（振当処理をした為替予約を除く）

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

- 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）で計上しています。
- 貯蔵品……………主に個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ……………定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ソフトウェア……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産……………

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法で計上しています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

- ……………役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しています。

(3) ポイント引当金

- ……………販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しています。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積が可能なものは、その見積年数で、その他については5年間の定額法により償却しています。但し、金額が僅少な場合には、発生年度にその全額を償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式で計上しています。

II 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取利息」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における営業外収益の「その他」に含まれる「受取利息」の金額は255百万円です。

前事業年度において、営業外費用「自己株式取得費用」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

なお、当事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「自己株式取得費用」の金額は229百万円です。

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「支払利息」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「支払利息」の金額は0百万円です。

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「社債利息」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における営業外費用の「その他」に含まれる「社債利息」の金額は292百万円です。

前事業年度において、特別損失「減損損失」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しています。

なお、当事業年度における特別損失の「その他」に含まれる「減損損失」の金額は236百万円です。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「関係会社株式売却損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

なお、前事業年度における特別損失の「その他」に含まれる「関係会社株式売却損」の金額は386百万円です。

III 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 32,041百万円
短期金銭債務 166百万円

IV 損益計算書に関する注記

1. 持株会社体制への移行に伴う表示区分の変更

当社は「**IX** 企業結合に関する注記 1. 持株会社体制への移行に伴う吸収分割」に記載の通り、2019年10月1日付で持株会社体制へ移行しました。これに伴い、移行日以降の関係会社受取配当金および経営指導料などから生じる収益については「営業収益」として計上するとともに、それに対応する費用を「営業費用」として計上しております。

前事業年度の営業外収益に計上されている関係会社から受領した受取配当金は3,743百万円、当事業年度の営業外収益に計上されている関係会社から移行日前に受領した受取配当金は5,882百万円です。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	19,416百万円
その他の営業収益	2,218百万円
売上原価	6,875百万円
販売費及び一般管理費	12,532百万円
営業費用	179百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	7,952百万円
資産の売却高	19百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 60,061,000株

2. 子会社からの配当

当社の100%子会社であるヤフー(株) (「IX 企業結合に関する注記 1. 持株会社体制への移行に伴う吸収分割」参照) が2019年12月25日に同社の臨時株主総会決議に基づき実施した剰余金の配当です。

なお、2020年3月31日に当該配当にかかる金銭債権を現物出資し、同社の増資を引き受けています。(「IX 企業結合に関する注記 2. 現物出資による子会社株式の追加取得」参照)

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	6,159百万円
貸倒引当金	1,375
その他	119
繰延税金資産合計	7,654
評価性引当額	△7,654
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△458
繰延税金負債合計	△458
繰延税金資産(△負債)の純額	△458

VII 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ソフトバンク(株)	東京都港区	204,309	移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	(被所有)(間接44.6%)	役員の兼務役務の受入	新株の発行(注1)	456,466	—	—
親会社	ソフトバンクグループジャパン(株)	東京都港区	25	持株会社	(被所有)(直接0.8%)(間接44.6%)	—	自己株式の取得(注2)	514,539	—	—

(注1) 2019年5月8日開催の取締役会の決議に基づき、第三者割当により当社普通株式1,511,478,050株を1株当たり302円で発行しています。なお、1株当たりの発行価額は本取締役会決議日の前営業日である2019年5月7日の当社普通株式の終値としています。

(注2) 2019年5月8日開催の取締役会の決議に基づき、公開買付の方法により当社普通株式1,792,819,200株を1株当たり287円で取得しています。なお、1株当たりの買付価格は、買付けの公表日である2019年5月8日の前営業日である2019年5月7日の当社普通株式の終値を基礎として決定しています。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ワイジェイ カード(株)	福岡市 博多区	100	クレジット、 カードローン、 信用保証業務	所有 間接100%	役務の受 入れ 債務保証 カード事 業の提携 資金の援 助	銀行に対 する二次 債務保証 (注1)	9,200	—	—
							資金の 貸付 (注2)	—	その他	10,000
子会社	ヤフー(株)	東京都 千代田区	199,250	ヤフー事業	所有 直接100%	役務の提 供 役員の兼 任 資金の貸 付	増資の 引受け (注3)	397,900	—	—
							資金の 貸付 (注2)	120,000	その他	20,000
							被債務 保証	34,000	関係会社 長期 貸付金	34,000
							410,000	—	—	

(注1) 債務保証の内容については「Ⅷ 2. 保証債務」をご参照ください。なお年率0.5%の保証料を受領しています。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

(注3) 「Ⅷ 企業結合に関する注記 2. 現物出資による子会社株式の追加取得」をご参照ください。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	121円41銭
1株当たり当期純利益	6円27銭

Ⅸ 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

1. 持株会社体制への移行に伴う吸収分割

当社は、持株会社体制へ移行するため、2019年10月1日、当社の100%子会社であるヤフー(株) (旧社名 紀尾井町分割準備会社(株)) およびZフィナンシャル(株) (旧社名 紀尾井町金融分割準備会社(株)) へ当社の営む「Yahoo! JAPAN事業」(当社が営む事業のうち、グループ経営管理事業を除く事業をいい、以下、「ヤフー事業」といいます。)及び「金融系グループ会社の経営管理事業」(以下、「金融系グループ経営管理事業」といいます。)をそれぞれ承継させる吸収分割を行いました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業または対象となった事業の名称および当該事業の内容

a. 結合企業(分離先企業)

名称	事業内容
ヤフー株式会社	ヤフー事業
Zフィナンシャル株式会社	金融系グループ経営管理事業

b. 被結合企業(分離元企業)

企業の名称 Zホールディングス株式会社
事業の内容 グループ会社の経営管理

② 企業結合日

2019年10月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社、ヤフー(株)およびZフィナンシャル(株)を承継会社とする吸収分割

④ その他取引の概要に関する事項

変化の激しいインターネット業界において、さらなる事業領域の拡大と企業価値の最大化を実現していくにあたり、当社は、柔軟かつ機動的な意思決定と経営資源の最適配分が行え、より迅速な事業戦略の推進を可能にするため、持株会社体制へ移行しました。また、金融事業については、ガバナンス強化とインターネットサービスとは異なる事業・財務上の施策が必要とされることから、金融事業を統括する中間持株会社を設立しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

2. 現物出資による子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業または対象となった事業の名称および当該事業の内容
- | | |
|-------|---------|
| 企業の名称 | ヤフー株式会社 |
| 事業の内容 | ヤフー事業 |

② 企業結合日

2020年3月31日

③ 企業結合の法的形式

現物出資による株式取得(デット・エクイティ・スワップ)

④ その他取引の概要に関する事項

当社は、同社の財務体質の強化を目的とした同社の増資をデット・エクイティ・スワップによる方法で引き受けました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価および対価の種類ごとの内訳

		現物出資の対象とな
取得の対価	る債権の額面総額	397,900百万円
取得原価		397,900百万円

X 重要な後発事象

(子会社への資金貸付)

当社は、2019年12月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月9日付で当社の連結子会社であるヤフー(株)に対して、運転資金として100,000百万円の貸付を実施しました。

XI その他の注記

1. 貸出コミットメント

関係会社に対して貸出コミットメント契約を締結しています。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は以下のとおりです。

貸出コミットメントの総額	160,280百万円
貸出実行残高	26,700百万円
差引額	133,580百万円

2. 保証債務

当社は、連結子会社が行っている信用保証業務における債務保証に対し、以下のとおり連帯保証を行っています。

金融保証契約の総額	9,200百万円
金融保証残高	3,531百万円

3. 財務制限条項

当社の短期借入金の一部には、以下の財務制限条項が付されています。

- ・2020年3月決算以降の各決算期における決算期の各末日時点における当社の貸借対照表に表示される純資産の部の金額が、2019年9月期(第2四半期)比75%を下回らないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの

連結財政状態計算書に表示される資本の金額が、2019年9月期(第2四半期)比75%を下回らないこと。

- ・2020年3月決算以降の各決算期における決算期の各末日時点における当社の貸借対照表において債務超過とならないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点における当社グループの連結財政状態計算書において債務超過とならないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における決算期末日時点における当社の損益計算書に表示される営業損益又は当期純損益に関して損失とならないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における決算期末日時点における当社グループの連結損益計算書に表示される営業損益又は当期損益に関して損失とならないこと。
- ・2020年3月決算以降の各決算期における第2四半期と決算期の各末日時点におけるネットレバレッジ・レシオ(a)が一定の数値以下であること。

(a) ネットレバレッジ・レシオ=ネットデット(b)
÷調整後EBITDA(c)

(b) 当社グループの連結財政状態計算書に示される有利子負債から現金及び現金同等物を控除した金額をいう。なお、ここでいう有利子負債には資産流動化(証券化)の手法による資金調達取引から生じた有利子負債を含めない、(株)ジャパンネット銀行の有利子負債及び現金及

び現金同等物は、有利子負債および現金及び現金同等物に含めない等の一定の調整あり。

(c) EBITDAは営業利益に減価償却費および営業費用に含まれる除却損等、金融機関との契約で定められた一定の調整を加えたもの。